

(入 所 利 用)

利用料金のご案内

介護老人保健施設 合歓の木

○介護保険利用者負担金 (2割負担の場合は2倍になります)

平成30年4月1日現在

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設サービス費(i)	従来型個室	698単位	743単位	804単位	856単位	907単位
介護老人保健施設サービス費(iii)	多床室	771単位	819単位	880単位	931単位	984単位

費用の項目	単位	算定内容等
夜勤職員配置加算	24単位 日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し6名配置
短期集中リハビリテーション実施加算	240単位 日	入所後3ヶ月以内の期間に集中的(1週につき3日以上)にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位 日	軽度の認知症入所者に対して、入所後3ヶ月以内の期間に集中的(1週3回を標準)にリハビリテーションを行った場合
認知症ケア加算(認知症専門棟)	76単位 日	5階認知症専門棟へ入所の方にサービスを提供した場合
若年性認知症入所者受入加算	120単位 日	若年性認知症の利用者を受け入れた場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	34単位 日	在宅復帰率30%超、ベッド回転率5%以上等の在宅復帰に向けた対象となる施設の場合
外泊時費用	362単位 日	居室における外泊を行った場合に上記施設サービス費に替わり算定1ヶ月6日以内
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800単位 日	居室における外泊を行い、施設が在宅サービスを提供した場合1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定
ターミナルケア加算(死亡日)	1,650単位 日	医師が医学的見地にに基づき回復の見込みが無いと診断した方であること及び、入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること及び、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルが行われていることのいずれにも該当する場合
ターミナルケア加算(死亡前2.3日)	820単位 日	
ターミナルケア加算(4~30日以内)	160単位 日	
初期加算	30単位 日	入所日から30日以内の期間に算定
再入所時栄養連携加算	400単位 回	入所者が医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入等、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
入所前後訪問指導加算(I)	450単位 回	入所前に入所者の居室を訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算(II)	480単位 回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合
試行的退所時指導加算	400単位 回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が試行的に対処する場合において、入所者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	500単位 回	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
退所前連携加算	500単位 回	居室支援事業者と退所前から連携し、情報提供サービスを行った場合
訪問看護指示加算	300単位 日	訪問看護を指示した場合
栄養マネジメント加算	14単位 日	管理栄養士が栄養マネジメントを行った場合
低栄養リスク改善加算	300単位 月	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い管理した場合
経口移行加算	28単位 日	経管栄養から経口栄養に移行しようとする利用者に対して支援を行った場合
経口維持加算(I)	400単位 月	医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、栄養士、看護士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画に基づき管理栄養士等が栄養管理を行なった場合
経口維持加算(II)	100単位 月	経口維持加算(I)において行なう食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理体制加算	30単位 月	歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して、口腔ケアの技術的助言及び指導を月1回以上行い、口腔ケアマネジメント計画が作成されている場合
口腔衛生管理加算	90単位 月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合

費用の項目	単位	算定内容等
療養食加算	6単位 回	医師の指示に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な検査食を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算	125単位 回	6種類以上の内服薬が処方されている入所者の処方方針を、介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、入所時より1種類以上減少させた場合、1人につき1回を限度として加算
緊急時施設療養費	511単位 日	緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合 月に1回、3日を限度
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	235単位 日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹により投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月に1回限り算定
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475単位 日	感染症対策に関する研修を受講している医師が、所定疾患施設療養費(Ⅰ)を行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位 日	認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位 日	認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを配置し、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施または実施を予定している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位 日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の、緊急入所が必要と医師が判断した場合(7日限度)
認知症情報提供加算	350単位 回	認知症の恐れがあると医師が判断した入所者で、施設での診断が困難であると判断し、厚生労働大臣が定める医療機関に紹介場合
褥瘡マネジメント加算	10単位 月	入所者の褥瘡発生を防止するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合
地域連携診療計画情報提供加算	300単位 回	地域連携診療計画に係る医療機関から入所者を受け入れた場合
排せつ支援加算	100単位 月	排泄障害等のため排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位 日	介護職員のうち介護福祉士60%以上配置
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記単位数合計に39/1000を加算	

○食費・居住費

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費		300円	390円	650円	1,543円
居住費	従来型個室	490円	490円	1,310円	1,640円
	多床室	—	370円	370円	550円

○その他の利用料金

費用の項目	金額	単位	備考
個室料	756円	日	認知症専門棟は除きます 消費税を含んだ金額です
日常生活品費	154円	日	タオル、おしぼり、ティッシュペーパー、シャンプー、石鹸等の費用です 消費税を含んだ金額です
教養娯楽費	実費	回	クラブ活動等の材料費です
理美容代	実費	回	提携理美容業者の料金です
健康管理費	実費	回	インフルエンザ予防接種費を想定しています
私物の洗濯代(ネット)	実費	ネット	1ネット当り6点まで洗濯できます 消費税を含んだ金額です
私物の洗濯代(個別仕上)	144円	点	1点当り 消費税を含んだ金額です
私物のクリーニング代	実費	点	1点当り 別紙料金表によります。
電気代	55円	日	電気製品1点についての金額です 消費税を含んだ金額です
学習療法教材費	実費	月	くもん学習療法の教材費です。
診断書等の文書料	5,400円	件	施設利用証明書等も含まれます 消費税を含んだ金額です